

岡本町内会個人情報取扱ルール

制定 平成30年7月25日

(目的)

第1条 この取扱方法は、岡本町内会（以下本会という）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、本会会長とします。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、本会役員とします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も同様とします。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、町内会が町内会への加入届、各種申込書などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより個人情報を取得します。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

3 本会が、各種名簿等を配布する場合に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とします。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (3) 各種催し物、集会、配布物などの対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第9条 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、下記の基準等に
従い適正に管理します。

- (1) 漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管します
- (2) パソコン上の個人情報にアクセスするためのパスワードを設定します
- (3) インターネットに接続されたパソコンには、必ずウイルス対策ソフトを導入・
適用します
- (4) 個人情報を外部のクラウドサービスを利用して、利用・保管する際には、利用
するサイトの個人情報保護方針やプライバシーポリシーにおいて、個人情報が
提供サービス利用以外の目的には利用・開示等がされないこと及び当該事業者
個人情報保護法に対応した対策が完備されていることが、確認できない場合
は、そのサービスは利用しません

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除きあらかじめ本人の同意を得ないで第三者
(委託・共同利用の相手方を除く)に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場
合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務
を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したとき
は、個人情報保護法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受ける
に際しては、個人情報保護法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、
記録を作成し保存します。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報
管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があつた
とき、個人情報保護法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者
に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があつた場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行
います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員
に連絡することをもってこれに替えることができます。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報に漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 岡本町内会における開示請求及び苦情相談窓口は、町内会会長とします。